

亀山市公告第12号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

平成26年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市市勢要覧作製業務

(2) 納品場所

亀山市役所企画総務部広報秘書室

(3) 業務内容

亀山市市勢要覧作製業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成26年12月26日（金）まで

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) プロポーザル参加意思表示書受付期限までに入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。

(3) 亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされ

ている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項の入札参加資格者名簿の希望業種に「広告代理・企画」の記載がされていること。
- (8) 本店又は営業所の所在地が、亀山市、鈴鹿市、四日市市又は津市であること。
- (9) 過去10年以内に市勢要覧の作製業務の実績があること。
- (10) 打合わせ等に出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。

3 担当部署

亀山市役所企画総務部広報秘書室

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

電話0595-84-5021

ファクシミリ0595-82-9685

メールアドレス kouhouhisyo@city.kameyama.mie.jp

4 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の交付

(1) 交付期間

平成26年3月28日（金）から同年4月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市市勢要覧作製業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

イ 亀山市市勢要覧作製業務委託仕様書

5 参加意思表明手続

プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル実施要領

に基づき参加意思表明書及び資料（以下「参加意思表明書等」という。）を提出しなければならない。

（１）提出期間

平成２６年３月２８日（金）から同年４月４日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

（２）提出場所

３の担当部署とする。

（３）提出方法

持参又は郵送とする。

６ 参加資格審査

参加意思表明書等の提出資料に基づき、参加資格要件の審査を行う。参加資格審査結果は、各応募者に参加資格審査結果通知書をファクシミリ又はメールで通知する。併せて、参加資格要件を満たしている者には、企画提案書の提出の要請を行う。

７ 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、「実施要領」及び仕様書により企画提案書を作成し、提出するものとする。

（１）提出期限

平成２６年４月１８日（金）午後５時１５分

受付は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（２）提出場所

３の担当部署とする。

（３）提出方法

持参とする。

８ その他

（１）企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る費用は、提出者の負担とする。

（２）選定しなかった企画提案書は、提出者に返却しないものとする。

（３）特定した企画提案書は、公表することがある。

- (4) 提出された企画提案書は、当該業務候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (6) 企画提案等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱はしない。